

一七　国会法第五十六条の二の規定による議案の趣旨説明に関する一覧表

第三百十二回				
新型インフルエンザ等対策特別措置法及び内閣法等の一部を改止する措置案(閣法第六号)	地方税法等の一部を改止する法律案(閣法第八号)* 地方交付税法等の一部を改止する法律案(閣法第九号)*	所得税法等の一部を改止する法律案(閣法第二号)*	防衛税法等の一部を改止する法律案(閣法第二号)*	消費者契約法及び独立行政法人に関する法律案(閣法第八号)
五、三、七	五、三、七	五、三、三	四、三、一	四、二、八
五、四、七	五、三、〇	五、三、八	四、三、八	
五、四、七	五、三、〇	五、三、八	四、三、八	
後藤国務大臣	松本総務大臣	鈴木財務大臣	河野国務大臣	
共産民主維新公明立憲自民 一〇一〇一〇五〇	共産民主維新立憲自民 一〇一〇一〇五〇	共産民主維新公明立憲 一〇一〇一〇五	共産民主維新公明立憲 一〇一〇一〇五〇	
内閣七四、五	総務三、五	財政八、五	四、八、三、二別に消費者問題	

別行政手続における法律等の一部を改正する特定の個人を識別するための番号に係る取引の適正化等に関する法律案(閣法第二四六号)	特定受託事業者に係る法律案(閣法第二二正号)	全世帯を構成するための健康新規(閣法第二六号)等の一部を改正する法律案(閣法第二二六号)	脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律案(閣法第一二二号)	地域公共交通の活性化及び再生に関する法律等の一部を改正する法律案(閣法第一一七号)	件
					名
五、三、七	五、二、四	五、二、〇	五、二、〇	五、二、〇	年予備出月送又日付は
五、四、六	五、四、三	五、四、九	五、四、四	五、四、三	定期委員会運営
五、四、六	五、四、三	五、四、九	五、四、四	五、四、三	年月日会議
河野国務大臣	後藤国務大臣	労働加藤大厚臣生	国務村大(康臣)	交齊通藤大国臣土	説明者
共産民主維新立憲 一〇〇〇五	共産民主維新立憲 一〇〇〇五	共産民主維新公明立憲 一〇〇〇〇五〇	共産民主維新立憲 一〇〇〇五	共産民主維新立憲 一〇〇〇五	質疑順序及び時間
特等社び地 別に会デ方四 関のジ創六 す形タ生 る成ル及 五	内閣 五、四、三	厚生労働 五、四、九	経済産業 五、四、四	国土交通 五、四、三	付託委員会

脱炭素社会の実現に向けた電気事業
(閣法第二六号)

日本語教育の適正かつ確実な実施を図るための日本語教育機関等の実施規定(閣法第二二認施号)	道路整備特別措置法及び難民認定法(閣法第一八号)	本国籍を離脱した者等の出入国(閣法第四八号)	脱炭素社会の実現に向けた電気事業(閣法第二六号)
五、二、三	五、二、〇	五、三、七	五、三、六
五、五、七	五、五、五	五、五、三	五、五、一〇
五、五、七	五、五、五	五、五、三	五、五、一〇
科永 学岡 大文 臣部	交齊 通藤 大国 臣土	齊藤法務大臣	国西 務村 大(康 臣)
共産 民主 維新 立憲 一〇一〇一五	共産 民主 維新 立憲 一〇一〇一五	共産 民主 維新 立憲 一〇一〇一五	共産 民主 維新 公明 立憲 一〇一〇一〇一五
五、文 教科 学	五、国 土交通	五、法 務	五、經 濟産業

第三百十二回				国会回次
刑法及び刑事訴訟法の一部を改正する法律案(閣法第五五八号)～	規デジタル社会の形成を図るための法律案(閣法第四七号)～	防衛省が調達する装備品等の開発及び生産のための基盤の強化に関する法律案(閣法第二〇号)	我が国の防衛力の抜本的な強化するための特別措置法案(閣法第一号)	件名
五、三、四	五、三、七	五、三、〇	五、二、三	年予備出月送又日付は
五、六、九	五、六、五	五、五、三	五、五、四	定期委員会運営
五、六、九	五、六、五	五、五、三	五、五、四	年月日会議
齋藤法務大臣	河野国務大臣	浜田防衛大臣	鈴木財務大臣	説明者
共 民 維 立 憲 一〇〇一〇五	共 民 維 立 憲 一〇〇一〇五	共 民 維 立 憲 一〇〇一〇五	共 民 維 新 公 明 立 憲 一〇〇一〇一〇五〇	質疑順序及び時間
法 六 務 九	特等社び地方六 別に会デ方六 関のジ創五 す形タ生 る成ル及	五、外 五、云 交 防 衛	五、財政五、西 金 融	付託委員会

第二百三回
(臨時)

第二百三回					法律案(閣法第一〇号)一部を改正する
民法等の一部を改正する法律案 (閣法第四七号)	重要経済安全保障情報の保護及び活用 (閣法第二四号)	地方交付税法等の一部を改正する法律案(閣法第三号)*	所得税法等の一部を改正する法律案(閣法第一号)*	地方税法等の一部を改正する法律案(閣法第二号)*	国立大学法人法の一部を改正する
六、三、八	六、三、七	六、二、六	六、二、二	五、〇、三	
六、四、九	六、四、七	六、三、三	六、三、八	五、三、一	
六、四、九	六、四、七	六、三、三	六、三、八	五、三、一	
小泉法務大臣	高市国務大臣	松本総務大臣	鈴木財務大臣	科盛 学山 大文 臣部	
共産 民主 維教 立憲 一〇〇〇五	共産 民主 維教 立憲 一〇〇〇五〇	共産 民主 維教 立憲 一〇〇〇五〇	共産 民主 維教 立憲 一〇〇〇五〇	共産 民主 維教 立憲 一〇〇〇五	共産 民主 維新 立憲 一〇〇〇五
六、四、 務五	内閣 六、四、 七	六、三、 務三	六、三、 八 財政 金融	五、 文三、 科学	

国会回次	件名					
	予備提出月日付	定委員会運営	年会議月日	説明者	質疑順序及び時間	付託委員会
（閣法第四〇号）	六、三、五	六、三、三	六、三、九	六、三、七	六、三、三	年予備提出月日付は
（閣法第四〇号）	六、五、五	六、五、一〇	六、五、八	六、四、云	六、四、四	定委員会運営
（閣法第四〇号）	六、五、五	六、五、一〇	六、五、八	六、四、云	六、四、四	年会議月日
河野国務大臣	勞武 働見 大厚 臣生	木原防衛大臣	水坂 産本 大農 臣林	産齋 業藤 大経 臣済	説明者	
共産民主維立憲	一〇〇〇云	共産民主維立憲	共産民主維立憲	共産民主維立憲	共産民主維立憲	質疑順序及び時間
特等社び地 別に会デ方云 闇のジ創云 す形タ生 る成ル及	六、厚生云、 勞工、 労働	六、外五、 防衛八	六、農林云、 水產	六、經濟云、 產業		付託委員会

子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律案(閣法第二二二号)				
案防事務設置者等及び民間教育保育等のための措置に関する法律等	地方自治法の一部を改正する法律案(閣法第三二二号)	グローバル戦闘航空プログラム(ＧＣＡＰ)政府間機関の設立に関する条約の締結について承認を求める件(閣法第一二号)	出入国管理及び難民認定法及び外人技能実習生の保護に関する法律(閣法第五号)	出入国管理及び難民認定法等の一部を改正する法律案(閣法第五八号)
六、三、五	六、三、一	六、二、一〇	六、三、五	六、三、六
六、六、七	六、六、五	六、五、三九	六、五、四	六、五、二七
六、六、七	六、六、五	六、五、三九	六、五、四	六、五、二七
加藤国務大臣	松本総務大臣	上川外務大臣	小泉法務大臣	加藤国務大臣
共産民主維立憲 一〇〇一五	共産民主維立憲 一〇〇一五	共産民主維立憲 一〇〇一五	自民公明立憲 一〇〇一〇	自民立憲 一〇〇一〇
内閣六六	総務五六	外交防衛	法務五六	内閣七五

国会回次	件名	年月日	議事録	説明者	質疑順序
第三百七回	正特別する法律案(閣法第一号)による情報処理の促進に関する法律(閣法第八号)を改び	七、三、七	七、三、七	七、三、四	予備送付は
	大学等における修学の支援に関する法律(閣法第三号)を改正する法律案(閣法第三号)を改正する	七、三、七	七、三、四	七、三、四	議院運営委員会決議
	地方交付税法等の一部を改正する法律案(閣法第二号)を改正する	七、三、六	七、三、六	七、三、三	
	地方税法及び地方税法等の一部を改正する法律案(閣法第一号)を改正する	七、四、六	七、三、五	七、三、三	本会議
	科あ 学べ 大文 臣部	七、四、六	七、三、五	七、三、三	
産業藤 大経 臣済	村上 総務大臣	七、三、四	七、三、四	加藤 財務大臣	
共産 民主 維新 立憲	立憲 自民 公明 立憲	七、三、五	七、三、五	七、三、五	及び時間
二〇〇三 五	二〇〇三 五	二〇〇三 五	二〇〇三 五	二〇〇三 五	
七、四、三 経済産業	七、三、六 文教科学	七、三、四 総務大臣	七、三、三 財政金融	付託	委員会

重要電子計算機に対する不正な法律行為による被害の防止に関する法律案(閣法第四号)	情報通信技術の進展等に対応する不正な行為による被害の防止に関する法律案(閣法第三〇号)	情報通信技術の進展等に対応する不正な行為による被害の防止に関する法律案(閣法第一七号)	下請中小企業振興法の一部を改正する法律案(閣法第四八号)	公益通報者保護法の一部を改正する法律案(閣法第三二号)
七、三、四	七、三、二	七、三、四	七、三、六	七、三、七
七、五、四	七、五、九	七、四、三	七、四、三	七、四、六
七、五、四	七、五、九	七、四、三	七、四、三	七、四、六
伊東国務大臣	伊東国務大臣	坂井国務大臣	鈴木法務大臣	平国務大臣
共産民主維新立憲 一〇〇一〇五	共産民主維新公明立憲 一〇〇一〇〇五	共産民主維新公明立憲 一〇〇一〇〇五	共産民主維新立憲 一〇〇一〇五	共産民主維新公明立憲 一〇〇一〇〇五
別に消費する問題 七、五、四	経済産業 七、五、九	別災害対策特 七、四、三	法務 七、四、三	内閣 七、四、六

国会回次	件名	年月日付	委員会運営	本会議	説明者	質疑順序	付託委員会
第三百七回	人工知能関連技術の研究開発及び活用の推進に関する法律案(閣法第二九号)	年予備提出月日付は	第二九号	日本学術会議法案(閣法第三六号)	員立公の給与等に関する法律案(閣法第九号)	四正部を改正する法律案(閣法第等)	四正部を改正する法律案(閣法第三六号)
七、三、七	七、三、七	七、三、六	七、五、三	七、三、七	七、五、三	七、五、三	七、三、七
七、五、三〇	七、五、六	七、五、六	七、五、三	七、五、三	七、五、三	七、五、三	七、五、三〇
七、五、三〇	七、五、六	七、五、六	七、五、三	七、五、三	七、五、三	七、五、三	七、五、三〇
水小 産泉 大農 臣林	坂井国務大臣	科あ 学ベ 大文 臣部	城内国務大臣	城内国務大臣	城内国務大臣	城内国務大臣	城内国務大臣
共民主立憲 一〇〇一〇五	共民主立憲 一〇〇一〇五	共民主立憲 一〇〇一〇五	共民主立憲 一〇〇一〇五	共民主立憲 一〇〇一〇五	共民主立憲 一〇〇一〇五	及び時間	及び時間
農林水産 七、五、三〇	内閣 七、五、三〇	文教科学 七、五、三	内閣 七、五、三〇	内閣 七、五、三〇	内閣 七、五、三〇	内閣 七、五、三〇	内閣 七、五、三〇

備考

*印は國務大臣の報告に関する件と一括して趣旨説明を聽取した。

度の機能強化のための国民年金法制 (閣法第五九号)		
環境影響評価法の一部を改止する 法律案(閣法第五二号)	七、 六、 二	七、 三、 二
租税特別措置法及び東日本大震災 正臨時特例等に係る法律案(衆第 五百三号)	七、 六、 二〇	七、 六、 六
衆議院議員 和彦君	七、 六、 二〇	七、 六、 六
立憲 自民 五五	共産 民主 維新 立憲 一〇一〇一五	共産 民主 維新 公明 立憲 一〇一〇一〇一五一〇
七、 財政 金融 六、 二〇	環 境 六、 六	七、 厚生 労働 六、 四